

島根県収入証紙廃止による納付方法の変更のご案内

令和8年3月末で島根県収入証紙を廃止します。

証紙の**販売**は
令和8年3月末まで

証紙の**使用**は
令和8年9月末まで

未使用の収入証紙の
還付は
令和13年3月末まで

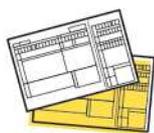
購入後、使用しなかった収入証紙は…

令和8年4月1日以降、未使用の収入証紙を返還いただくと額面金額を還付します。

詳しい手続については、今後県のホームページ等でお知らせします。

収入証紙に代わる納付方法について

令和8年4月からは、次のいずれかにより納付をお願いします。



1. 納付書・納入通知書での納付

県から交付を受けた納付書・納入通知書を使用して、金融機関窓口またはコンビニで現金納付。



2. 申請窓口での納付

・現金 ・クレジットカード ・コード決済 ・電子マネー



3. オンラインでの納付（準備中）

しまね電子申請サービスを利用して、オンラインでの納付手続きが可能となります。

- ・クレジットカード（VISA、Master、American Express、JCB、Diners Club）
- ・Pay-easy（ペイジー）（インターネットバンキング、Pay-easy 対応 ATM）
- ・PayPay

お問い合わせ先

島根県商工労働部商工政策課 計量係

電話：0852-22-6627 6628 E-mail：keiryopref.shimane.lg.jp

島根県収入証紙の廃止についてはこちら

島根県収入証紙廃止

検索

